



## お問い合わせ窓口

### ■ こころの相談室受付

**TEL 093-963-2156**

番号をよくお確かめのうえ、おかげ間違いのないようお願いします。  
相談内容の秘密は固く守ります。

### ■ 受付時間

**月曜日から金曜日まで**

(ただし、土・日・祝休日・年末年始を除く)

**午前9時から午後0時15分まで**  
**午後1時から午後5時まで**

### ■ 地域援助活動受付

能力・性格検査、問題行動の分析、事例検討会への出席、研修・講演、法教育授業等に関するお問い合わせは、小倉少年鑑別支所でもお受けしています。

**TEL 093-965-1112**

どうぞ、お気軽にお問い合わせください。



## ACCESS



〒802-0837  
北九州市小倉南区葉山町1丁目1番7号  
TEL 093-965-1112

### モノレール

北九州高速鉄道  
「競馬場前(北九州市立大学前)」下車 徒歩14分

### バス

西鉄バス  
4番 5番 12番 38番 38-1番 38-2番 110番 111番 138番  
系統及び急行  
「企救中学校前」下車 徒歩8分

6番 12番 21番 32番 34番 132番 134番 系統  
「自動車免許試験場入口」下車 徒歩11分

### 車

北九州都市高速道路「若園」ICから3分  
九州自動車道「小倉南」ICから15分  
「小倉東」ICから10分



〒802-0837 北九州市小倉南区葉山町1丁目1番7号  
TEL 093-965-1112

## 「法務少年支援センターこくら」について

法務少年支援センターこくらは、平成27年6月、少年鑑別所法の施行により小倉少年鑑別支所内に設置されました。

青少年の健全育成に携わるさまざまな機関と連携しながら、地域の青少年の非行及び犯罪の防止に関する援助の活動に取り組んでいます。

## こころの相談室について

非行をはじめ、さまざまな問題や悩みごとを抱える青少年、その御家族等関係者の皆様方との御相談に応じます。

例えば…

非行に困っているのだけれど…。

子供が非行に走りそうで心配だけれど…。

あの子、このままで大丈夫かしら…。

どんなふうに声を掛ければいいのだろう…。

でも、こんなこと、誰に相談したらいいのだろう?

私たちは、そういったお悩みを抱えた方々のお力になりたいと考えています。

あなたのからの御連絡をお待ちしています。



## こころの相談室Q&A

**Q1** 最初にどのように申込をすればよいでしょうか。

**A1** まずはお電話(TEL 093-963-2156)ください。担当者に直接つながります。

**Q2** 電話で相談したいのですが。

**A2** お電話での御相談もお受けしています。

**Q3** 電話相談を面談に切り替えることはできますか。

**A3** できます。担当者と日程などをお決めになってください。

**Q4** どのような方が相談を受けてくれるのでしょうか。

**A4** 大学や大学院などで、心理学などを学び、日々非行少年と接している専門の職員が相談に応じます。

**Q5** 子どもの前では相談内容が言いにくいのですが。

**A5** 必要に応じて、保護者・関係者の方と御本人が別々の部屋に分かれて御相談をお受けすることもできます。

**Q6** 料金はおいくらでしょうか。

**A6** 相談料は無料です。

**Q7** 車で相談に行ってもいいでしょうか。

**A7** 駐車場がありますので御利用ください。

**Q8** 相談した内容を他人に知られたくないありません。

**A8** 御相談内容の秘密は守りますので、安心して御利用ください。

**Q9** 以前、「思春期さぽーと北九州こころの相談室」を利用したことがあるのですが。

**A9** 御利用ありがとうございました。法務少年支援センターこくら「こころの相談室」は、その伝統を引き継いだ相談室です。

## 地域援助活動について

法務少年支援センターこくらでは、こころの相談室における相談活動のほか、青少年を対象とした次のような地域援助を行っています。

### 1 能力・性格検査

能力検査や心理検査を行います。

### 2 問題行動の分析や指導方法の提案

問題行動等でお困りの事例について、面接や心理検査を行った上で、その原因を分析し、どのように指導を行えばよいのかなどについて提案します。

### 3 事例検討会等への参加

関係機関・団体の皆様からの依頼に応じて、問題行動のある青少年に関する事例検討会などに出席し、見立てや指導方法に関する助言を行います。

### 4 研修・講演

関係機関・団体の皆様からの依頼に応じて、非行や思春期の行動理解や教育・指導の方法について、わかりやすく説明します。

### 5 法教育授業等

法務省で行っている法教育に関する様々な取組の一つとして、児童・生徒等を対象とした非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容などについての法教育授業を行うほか、御依頼に応じて、教員の方への研修も行います。

